

事業名		特定健康診査	特定保健指導	がん検診の情報提供
主管課		市民部保険課 (健康福祉部健康課に執行委任)	市民部保険課(健康福祉部健康課に執行委任) (公益財団法人武蔵野健康づくり事業団に委託)	市民部保険課 (がん検診自体は健康福祉部健康課で実施)
データヘルス計画の分野		1 特定健康診査 (1) 特定健康診査	2 特定保健指導 (1) 特定保健指導	3 生活習慣病等予防・知識の普及啓発 (1) がん検診
事業の目的		糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とするものを的確に抽出することを目的とする。	内臓脂肪型肥満に着目し、特定健診の結果により生活習慣の改善が必要な方に保健指導を実施。対象者自身が健診結果を理解し、自らの生活習慣における課題に気づき、行動変容によって健康課題を改善し、より健康的な生活を送るためのセルフケアができるよう、必要な情報の提示や助言等の支援を行う。	がんを早期に発見することにより、早期治療を促し、健康の保持向上に寄与すること、および各がんに対する正しい知識の普及を目的とするがん検診について、被保険者への情報提供を行い、受診者の増加を図る。
事業の概要		40歳から74歳までの加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を行う。	特定健康診査の結果、生活習慣病リスクの高い対象者に対して、動機付け支援、または積極的支援を行う。	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮(頸)がんの各検診について健康福祉部健康課と連携してポスター、ホームページによる周知や、窓口等による情報提供を行う。
事業の目標	中長期(35年度)	受診率60% (第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画)	実施率30.0%(全体)、31.1%(動機付け支援)、26.0%(積極的支援) (第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画)	受診率50% (第4期健康推進計画)
	短期(30年度)	受診率55% (第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画)	実施率20.0%(全体)、21.1%(動機付け支援)、15.5%(積極的支援) (第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画)	受診率50% (第4期健康推進計画)
実施状況		受診者数 10,245人 受診率 52.6%(速報値)	全体187名 実施率18.6% 動機付け支援149名 実施率18.8% 積極的支援38名 実施率17.7% (すべて平成30年度保健指導終了者)	胃がん:受診者数877(359)人、受診率1.7%(1.6%) 肺がん:受診者数769(272)人、受診率1.5%(1.3%) 大腸がん:受診者数20,440(10,328)人、受診率40.7%(48.6%) 乳がん:受診者数3,149(1,138)人、受診率17.7% 子宮(頸)がん:受診者数6,829(1,684)人、受診率36% ()内は国保被保険者数及び国保被保険者受診率。乳がん・子宮(頸)がんは未把握
平成30年度の実績評価	ストラクチャー (保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているか)	武蔵野市医師会との契約により、健診受診可能医療機関が79機関と、受診しやすい体制を構築している。特定健診についての説明会を実施し、医師会との連携の仕組み作りができています。	実施機関を平成28年度から公益財団法人武蔵野健康づくり事業団に変更したことに伴い、定期的に打ち合わせを開催する等、より連携しやすい体制を構築している。	情報提供に関するルール等を定め、健康福祉部健康課との連携体制を構築した。
	プロセス (事業の目標を達成するための実施過程が適切であるか)	受診可能医療機関の中には、土曜日や夜間に受診できる機関もあり、実施時期も6月から翌年2月までと昨年度より延長し、受診しやすい環境を確保している。基本的な健診の項目に加え、市独自の上乗せ項目を設けるとともに、費用徴収をしないことにより、被保険者への受診意欲を高める工夫をしている。	標準プログラムの変更に伴い、プログラムの期間を6か月から3か月に変更することも可となったため、被保険者の利便性を考慮して、動機づけ・積極的支援ともに3か月までに変更した。また、プログラムの内容についても、動機づけ支援では初回と最後にインボディ測定を、積極的支援では食事指導について、利用しやすく興味を引く工夫をした。	保険課窓口でのポスターの掲示及びチラシの配布、HPへの掲載により、被保険者への周知を行った。
	アウトプット (事業の成果を上げるために立案した実施量に到達しているか)	多摩26市で3位(速報値)の受診率となっているが、前年度から0.6ポイント増加したものの、目標に達していない。ここ数年受診率が横ばい状態であることから、受診率向上のためのさらなる手法を検討する必要がある。	実施率が18.6%と、前年度15.3%に比べ3.3ポイント増加。	勸奨件数(配布枚数)30枚
	アウトカム (事業の成果が達成されたか)	平成29年度の有所見率68.5%に対し、平成30年度の有所見率68.1%と、0.4ポイント減。	特定保健指導対象者については昨年度の1,067名から1,006名と、61名減。さらに階層化率についても5.4%から5.2%へ0.2ポイント減となった。	受診率は目標を大きく下回っている。また、乳がん、子宮(頸)がん検診については前年度を上回ったが、大腸がん、胃がん検診については下回っている。被保険者の割合について法律で定められたため把握ができるようになったが、大腸がんを除き50%に満たない。
令和元年度の目標	事業目標(短期)	特定健康診査受診率56.0%	実施率(終了率)22%(全体)、23.2%(動機付け支援)、17.5%(積極的支援)	受診率50%
	ストラクチャー	引き続き、武蔵野市医師会と連携し、受診しやすい体制を構築する。	引き続き、公益財団法人武蔵野健康づくり事業団と連携体制を構築する。	引き続き健康課と連携する体制を構築する。
	プロセス	人間ドック等他の健診の受診情報提供を受ける体制を構築する。	公益財団法人武蔵野健康づくり事業団と協議し、より利用者に魅力のあるプログラムの作成、利用案内通知の作成を行う。さらに、武蔵野市医師会とも連携し、対象者に利用勧奨を行っていく。	引き続きポスター、チラシによる周知及び窓口等による情報提供を実施する。
	アウトプット	受診率56.0%を目指す。	実施率(終了率)22.0%を目標とする。	被保険者の受診率50%を目標とする。
	アウトカム	特定健康診査受診者の有所見率を前年度から減少させる。	特定保健指導対象者数及び階層化率を前年度から減少させる。	胃がん検診50%、肺がん検診50%、大腸がん健診50%、乳がん検診50%、子宮頸がん検診50%

事業名		若年層健康診査の情報提供	生活習慣改善に関する講座等の情報提供	生活習慣病重症化予防事業
主管課		市民部保険課 (若年層健康診査自体は健康福祉部健康課で実施)	市民部保険課 (講座自体は公益財団法人武蔵野健康づくり事業団で実施)	市民部保険課 (公益財団法人武蔵野健康づくり事業団に委託)
データヘルス計画の分野		3 生活習慣病等予防・知識の普及啓発 (2) 若年層健康診査	3 生活習慣病等予防・知識の普及啓発 (3) 生活習慣改善に関する講座等	4 生活習慣病重症化予防 (1) 生活習慣病重症化予防(新規事業)
事業の目的		若い世代に対する生活習慣病対策として、特定健康診査の対象となるよりも前の年齢に、メタボリックシンドローム等の生活習慣病予防及び健康管理への意識の改善を図ることを目的とする。 本市では、40歳代の特定健康診査受診率が特に低いため、特定健康診査の対象年齢に達してからアプローチするのではなく、健康福祉部健康課が実施する若年層健康診査受診に向けた情報提供と周知を図り、40歳前からの健康診査受診の習慣付けを図っていく。	生活習慣病の医療費が年々増加していることから、高血圧症や糖尿病等の生活習慣病を予防するため、参加者層の健康課題に合わせた保健・栄養・運動の講座や測定等の利用を促し、行動変容につなげることを目的とする。	特定健康診査の結果から、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の該当者及び予備群を抽出し、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とする。
事業の概要		健康福祉部健康課と連携してポスター、ホームページによる周知や窓口等による情報提供を行っていく。	健康福祉部健康課や公益財団法人武蔵野健康づくり事業団その他関係機関が実施する生活習慣を改善するための講座や測定等に関する情報提供と周知を行い、参加の促進を図るとともに、健康づくりに関する情報の発信を行う。	生活習慣病の発症や重症化予防のための教室・講座・講演会を関係機関等と連携して開催する。 生活習慣病のハイリスク者に対する医療機関受診勧奨及び保健指導を実施し、早期治療により重症化を予防する。
事業の目標	中長期(35年度)	受診率5% (第4期健康推進計画)	参加者及び参加者数の拡大	1人あたりの生活習慣病医療費を平成28年度(10,302円/月・人)以下とする。
	短期(30年度)	受診率5% (第4期健康推進計画)	参加者数の増	① 糖尿病予防を目的とした、運動、栄養に関する講座を12月に実施する。 ② 前年度特定健診において、糖尿病のリスクが高い医療機関未受診者に対する受診勧奨事業を実施する。
実施状況		受診人数:826人、受診率:3.7%	全7講座 延参加・受診者数2,076人	① 12月1日に講座を実施し、25名参加した。 ② 9月に医療機関受診勧奨通知を12名に送付した。そのうち、医療機関を受診した4名、国保資格を喪失した者1名、その他値が改善した1名を除く6名について3月に再度通知の送付及び電話による再勧奨を行った。
平成30年度の実績評価	ストラクチャー (保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているか)	情報提供に関するルール等を定め、健康福祉部健康課との連携体制を構築した。	情報提供に関するルール等を定め、公益財団法人武蔵野健康づくり事業団との連携体制を構築した。	① 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団と定期的に打ち合わせを行う等、連携する体制を構築した。 ② 武蔵野市医師会と定期的に打ち合わせを行い対象者の基準を決定する等、連携する体制を構築した。
	プロセス (事業の目標を達成するための実施過程が適切であるか)	保険課窓口でのポスターの掲示及びチラシの配布により、被保険者への周知を行った。	保険課窓口でのポスターの掲示及びチラシの配布を開始し、並びに、市ホームページにも情報を掲載し、被保険者への周知を行った。	① 市報・ホームページ等で適切な周知を行う。 ② 対象者を的確に抽出し、年度内に事業を完了した。
	アウトプット (事業の成果を上げるために立案した実施量に到達しているか)	勧奨により保険課窓口で申し込みを行った被保険者数 10人	勧奨件数(配布枚数) 89枚	① 目標参加者数に対し、5名減 ② 勧奨対象者に対する勧奨率 100%
	アウトカム (事業の成果が達成されたか)	受診率は3.7%と目標に達していない状況である。 また、全受診者826人に対する保険課窓口による申込者の割合は1.2%で、目標の2%より0.8ポイント減となった。	参加率の把握の方法が未設定	① 事業終了後において、生活習慣を変えたいと思う人の割合 92% ② 勧奨対象者の6か月後の医療機関又は健康相談の受診率 33.3%
令和元年度の目標	事業目標(短期)	受診率5%	講座の参加者数を前年度より増加させる。	① 糖尿病予防を目的とした、運動、栄養に関する講座を12月頃に実施する。 ② 前年度特定健診において、糖尿病のリスクが高い医療機関未受診者に対する受診勧奨事業及び保健指導を実施する。
	ストラクチャー	引き続き健康課と連携する体制を構築する。	引き続き健康づくり事業団と連携する体制を構築する。	① 引き続き健康づくり事業団と連携する体制を構築する。 ② 健康づくり事業団及び武蔵野市医師会と連携する体制を構築する。
	プロセス	引き続きポスター、チラシによる周知及び窓口等による情報提供を実施する。	引き続きポスター、チラシ、ホームページによる周知及び窓口等による情報提供の実施。	① 市報・ホームページ等で適切な周知を行う。 ② 対象者を的確に抽出し、事業スケジュールを円滑に進行する。
	アウトプット	保険課窓口での申し込み被保険者数を15人にする。	窓口でチラシを配布した枚数(受診勧奨した枚数)の把握。	① 事業参加者数 30人 ② 勧奨対象者に対する勧奨率 100% 保健指導参加者 10名
	アウトカム	若年層健康診査受診率 5% 若年層健康診査受診者における保険課窓口による申込者の割合 1.5%	講座の参加者数を前年度より増加させる。 生活習慣改善に関する講座等を参加した被保険者の把握方法を検討する。	① 事業終了後において、生活習慣を変えたいと思う人の割合 50% ② 勧奨対象者の6か月後の医療機関又は健康相談の受診率 100% 保健指導参加者の値の改善 100%

事業名		後発医薬品（ジェネリック）の使用促進事業	医療費通知	療養費支給申請内容点検
主管課		市民部保険課	市民部保険課	市民部保険課
データヘルス計画の分野		6 後発医薬品の使用促進 (1) 後発医薬品の使用促進	7 国民健康保険制度の周知 (1) 医療費通知	8 審査機能の強化 (1) 療養費支給申請内容点検
事業の目的		医療に対する認識とコスト意識を高めることで、医療費における患者負担の軽減を図ることを目的とする。	国民健康保険の役割への理解・健康の大切さについて関心を高めることを目的とする。	柔道整復師等の療養費申請の審査体制を強化するため、内容点検業務を委託し、医療費支出の適正化を図る。
事業の概要		後発医薬品を使用した場合における薬剤費の削減額の通知や、後発医薬品を希望するシールの配布等を行い、適切な情報を提供することにより、後発医薬品への転換を促す。	全ての医療機関（柔道整復等含む）の医療費について、医療機関の名称、通院等の日数、総医療費の額、一部負担金相当額等を通知する。	療養費申請書の内容点検を行い、疑義あり申請書の抽出をする。被保険者（施術を受けた者または世帯主）に対し照会文書を作成し、発送を行う。回答されたものを取りまとめ結果を報告する。
事業の目標	中長期（35年度）	① 後発医薬品の数量シェアを80.0%、金額シェアを現状（15.8%（平成30年3月審査分））以上とする。 ② 差額通知を3か月分以上送付する。	通知月数12か月	適正な療養費の請求割合の増加
	短期（30年度）	後発医薬品の数量シェアを平成28年度より増加させる。	通知月数12か月	点検件数及び返戻割合を前年度以上（点検件数7,533件、返戻割合2.44%（柔道整復のみ））とする。
実施状況		① 数量シェア68.1%、金額シェア16.5%（平成31年3月審査分） ② 1,836通（平成30年8月送付） 1,764通（平成30年11月送付） 1,433通（平成31年3月送付）	18,011通（平成30年6月送付） 18,245通（平成30年12月送付） 15,139通（平成31年2月送付）	柔道整復 点検件数 7,198件 返戻件数 195件 返戻割合 2.7% 鍼灸・按摩・マッサージ 点検件数 140件 返戻件数 8件 返戻割合 5.7%
平成30年度の実績評価	ストラクチャー （保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているか）	東京都国民健康保険団体連合会への作成委託を行うことにより、差額通知の作成、効果検証及び被保険者からの問い合わせ対応まで一括して実施されている。	東京都国民健康保険団体連合会への作成委託を行うことにより、データの抽出が容易になっている。	専門業者に委託することにより、より効果的・効率的に疑義のある申請者が抽出できる体制となっている。
	プロセス （事業の目標を達成するための実施過程が適切であるか）	対象を的確に抽出した。 （概ね40歳を超えると医療費が増加する傾向にあることから、費用対効果も検討し、対象を限定している。また、発送ごとに対象となる医薬品のパターンを変更しており、ターゲットを絞った通知を行っている。）。	費用対効果の観点から対象を絞って実施していたが、平成29年分の確定申告から領収証に代えて提出できるようになったため、点数または金額の制限を設けず、全ての医療費に対象を拡大し、申告に使用できるように変更した。	患者調査の期間が短く、対応できない場合もあることから、さらに効果的、効率的な方法の検討が必要である。
	アウトプット （事業の成果を上げるために立案した実施量に到達しているか）	3か月分の送付を行った（東京都国民健康保険団体連合会においては年3回の発送が限度）。	通知月数 14か月分 平成30年6月送付 平成29年9月～平成30年2月診療分 平成30年12月送付 平成30年3月～平成30年8月診療分 平成31年2月送付 平成30年9月～平成30年10月診療分	柔道整復のみ2か月に1回ほぼ全件実施していたが、平成30年度から、鍼灸・按摩・マッサージも2か月に1回実施している。
	アウトカム （事業の成果が達成されたか）	後発医薬品（ジェネリック）の数量シェアについては、平成30年3月審査分に比べ3.2ポイントの増加となり、順調に推移しているが、国の目標値である80%を下回っている。また、金額シェアは平成30年3月審査分に比べ0.7ポイント増であった。	医療機関からの請求内容の確認において効果があり、不正請求の防止につながる。 健康や医療費に対する理解・認識の向上、健康維持のために事業継続が望ましいと考える。 一方、効果測定が困難であり、評価指標等の検討が必要である。	平成30年度の1件あたりの療養費費用額は、柔道整復 7,604円、鍼灸 7,574円、按摩・マッサージ 30,842円と、すべて前年度より減少した。
令和元年度の目標	事業目標（短期）	国の目標とする80%達成に向けて、後発医薬品使用割合の向上を図る。	通知月数12か月を継続して実施する。	鍼灸・按摩・マッサージについても点検の対象とするとともに、より効果的な方法について関係機関とも協議しながら実施していく。
	ストラクチャー	引き続き、東京都国民健康保険団体連合会への作成委託を行い、差額通知の作成から被保険者の問い合わせまで一括して対応できる体制を構築する。	引き続き、東京都国民健康保険団体連合会への作成委託を行う。	引き続き、専門業者に委託継続し、より効果的・効率的に疑義のある申請者を抽出できる体制を構築する。
	プロセス	差額通知の対象者を40歳以上で切替で100円以上の効果がある被保険者とし、的確に抽出する。	費用対効果については、保険者努力支援制度を活用することにより通知対象の拡大を図る。	2次点検について鍼灸・按摩・マッサージにも対象を広げる。
	アウトプット	差額通知発送月数 3か月分以上	通知月数 12か月	柔道整復 6回実施 鍼灸・按摩・マッサージ 6回実施
	アウトカム	後発医薬品の数量シェアを70%、金額シェアを前年度以上とする。	評価指標について検討する。	1件あたりの療養費費用額を昨年度よりも減少させる。 （平成29年度 柔道整復 8,134円、鍼灸 8,366円、按摩・マッサージ 31,020円）

事業名		保養施設利用助成
主管課		市民部保険課
データヘルス計画の分野		9 被保険者の健康増進 (1) 被保険者の健康増進
事業の目的		被保険者の健康保持・増進を図ることを目的とする。
事業の概要		契約施設に宿泊した被保険者に1泊3,000円を年度2泊まで補助する。
事業の目標	中長期（35年度）	
	短期（30年度）	平成28年度実績利用率以上（1.3%）
実施状況		利用件数のべ420泊（実人数288名・利用率0.9%）
平成30年度の実績評価	ストラクチャー （保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているか）	関東近県を中心として、ホテル・旅館等と契約を締結し、26施設を利用することが可能となっている。施設については、利用者アンケート等により見直しを行い、2施設減少した。
	プロセス （事業の目標を達成するための実施過程が適切であるか）	医療機関を受診しない被保険者への国民健康保険税納税に対するインセンティブになっていると考えられるが、国民健康保険税の滞納者も利用できることや、国民健康保険事業に対して毎年一般会計から多額の繰入金を要しており、被保険者以外の負担が生じていることを鑑み、公平性の観点から見直しが必要となっている。
	アウトプット （事業の成果を上げるために立案した実施量に到達しているか）	利用泊数は420泊となり、前年度から103泊減少した。これは、助成泊数が平成30年度に4泊から2泊になったこと等によると考えられる。
	アウトカム （事業の成果が達成されたか）	元気回復事業として、医療費の抑制に寄与するものと考えられるが、効果の検証は困難である。
令和元年度の目標	事業目標（短期）	
	ストラクチャー	
	プロセス	
	アウトプット	
	アウトカム	